

三豊市生活排水処理構想

整備計画

令和7年12月

三 豊 市

目 次

1. 生活排水処理構想について	1
1.1 生活排水処理構想とは	1
1.2 構想見直しについて	2
1.3 生活排水処理施設の種類	3
2. 三豊市の現状と課題	4
2.1 整備状況	4
2.2 主な生活排水処理施設	5
(1) 農業集落排水事業	5
(2) 漁業集落排水事業	5
2.3 生活排水処理における課題	6
(1) 生活排水処理施設の整備及び普及促進	6
(2) 合併処理浄化槽への転換	6
(3) 事業経営の健全化	6
3. 生活排水処理構想の内容	7
3.1 主な見直し内容について	7
(1) 目的	7
(2) 策定方針	7
3.2 生活排水処理構想	10
(1) 構想に用いる将来行政人口の設定	10
(2) 検討単位区域の設定	11
(3) 周辺家屋の取り込み等による既整備区域の設定	12
(4) 検討結果	13
(6) 汚泥の有効利用	15
(7) 今後の整備方針	15
3.3 長期計画年次（令和27（2045）年度）に向けて	18
(1) 農業集落排水事業・漁業集落排水事業	18
(2) 公共浄化槽等整備推進事業（市設置型浄化槽）	18
(3) 浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽）	19

1. 生活排水処理構想について

1.2 構想見直しについて

三豊市では、平成27（2015）年度に策定した「三豊市生活排水処理構想」（以下「現構想」という。）に基づき、生活排水処理施設（農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽）の整備を進め、汚水処理人口普及率向上に努めてきました。

しかし、現構想策定から9年が経過し、人口減少に加え、今後も厳しい財政状況が予想されることから、老朽化する生活排水処理施設の効率的な改築・更新及び事業運営を図る必要があります。

このような環境のもと、今年度、上位計画である「第5次香川県全県域生活排水処理構想」が策定されることを受け、三豊市においても、近年の社会情勢・経済情勢に柔軟に対応した生活排水処理施設の整備を推進するため、構想見直しの必要性が生じました。

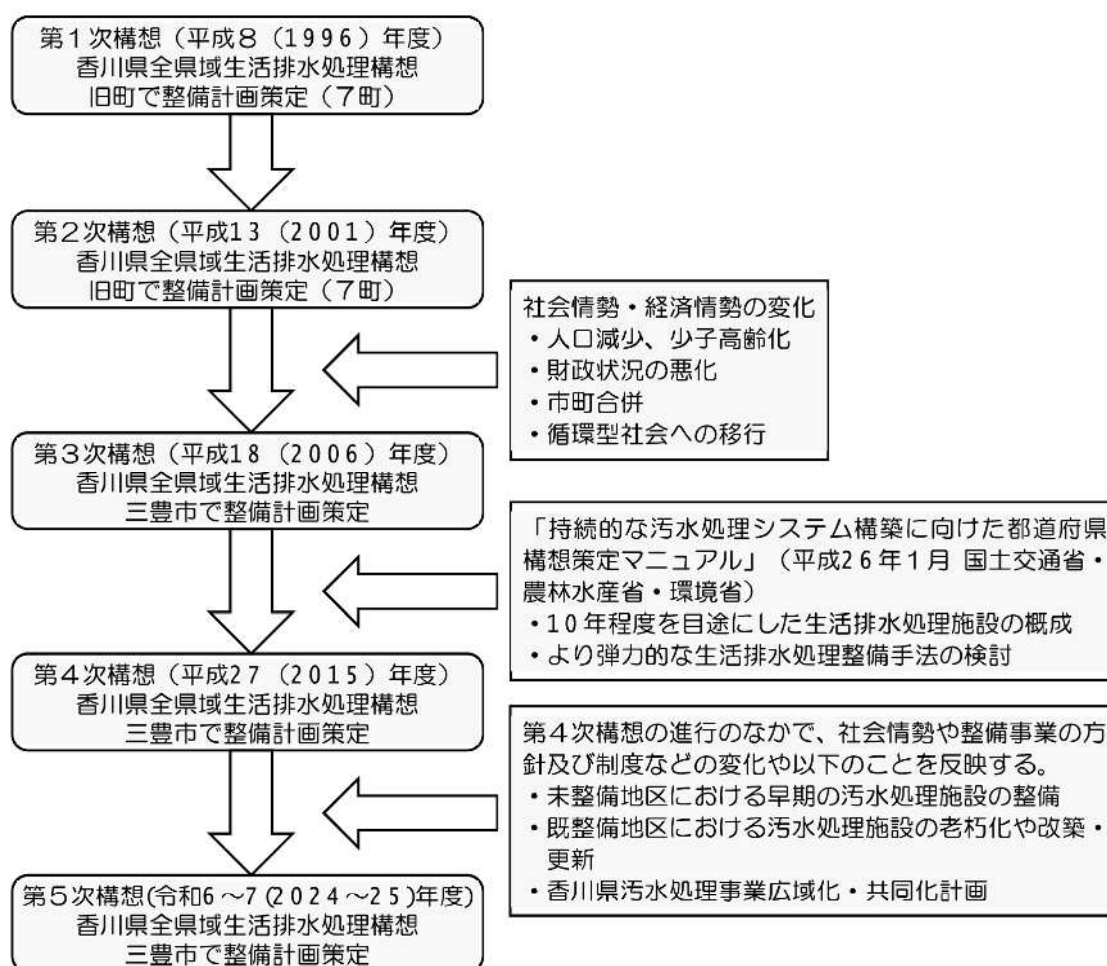


図 1-2 生活排水処理構想改定の経緯

1.3 生活排水処理施設の種類の種類

生活排水処理施設整備を進めるために、次のような事業があります。

三豊市では、これらの事業のうち「農業集落排水事業」「漁業集落排水事業」「浄化槽設置整備事業」「公共浄化槽等整備推進事業」を実施しています。

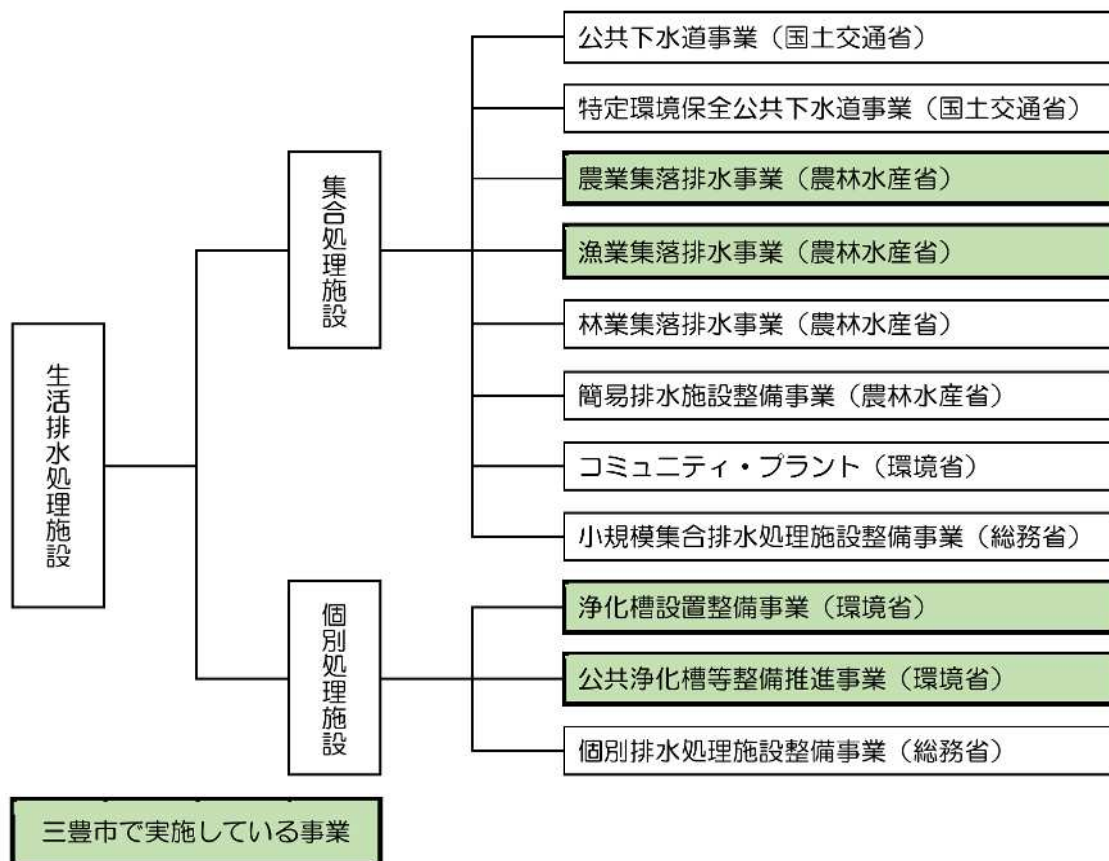


図 1-3 生活排水処理施設の種類の種類

①集合処理施設：農業集落排水事業、漁業集落排水事業

集合処理とは、家庭の台所、水洗トイレや事業所からの汚水を「管きよ（污水管）」で集め、「処理場（終末処理場）」でまとめて処理する方式です。家屋や事業所が密集している市街地や集落などに適しています。

②個別処理施設：浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業

個別処理とは、家庭の台所、水洗トイレや事業所からの汚水を、家庭や事業所ごとに設置された合併処理浄化槽で個別に処理する方式です。家屋や事業所が点在する地域に適しています。

2. 三豊市の現状と課題

2.1 整備状況

三豊市の汚水処理人口普及率は、令和5（2023）年度末で67.1%となっており、整備手法別の内訳は、農業集落排水3.8%、漁業集落排水0.1%、合併処理浄化槽63.2%となっています。

表 2-1 汚水処理人口及び普及率（令和5（2023）年度末）

整備手法		汚水処理人口 (人)	汚水処理人口普及率 (%)
集合処理施設	農業集落排水	2,317	3.8
	漁業集落排水	38	0.1
	小計	2,355	3.9
個別処理施設	合併処理浄化槽	38,604	63.2
整備済 計		40,959	67.1
未整備		20,128	32.9
合計（総人口）		61,087	100.0

※汚水処理人口普及率（%）＝汚水処理人口（人）／総人口（住民基本台帳人口）（人）×100

資料：令和6年度 汚水処理人口の普及状況に係る総括表

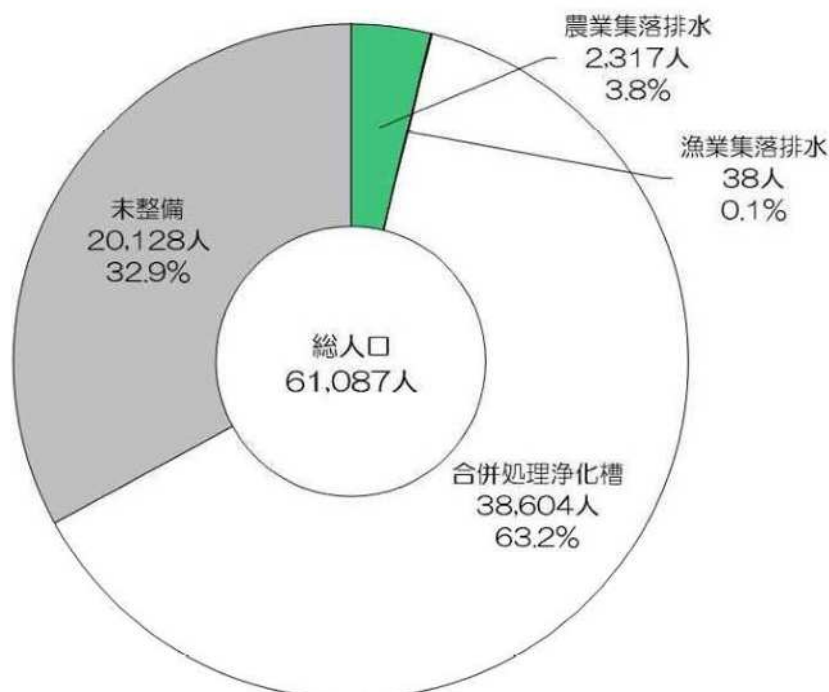


図 2-1 汚水処理人口及び普及率（令和5（2023）年度末）

2.2 主な生活排水処理施設

令和5（2023）年度末において、三豊市で供用開始になっている主な生活排水処理施設は、以下のとおりです。

(1) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、5地区（渦満、大浜、大見、北草木、上高瀬第一）の整備が完了しています。

表 2-2 処理場の現有処理能力（農業集落排水）

事業名	地区名	処理場名	現有処理能力(日平均)
農業集落排水	渦満	渦満	999 m ³ /日
	大浜	大浜	4110 m ³ /日
	大見	大見	1890 m ³ /日
	北草木	北草木	1730 m ³ /日
	上高瀬第一	上高瀬第一	1790 m ³ /日

資料：三豊市資料

(2) 漁業集落排水事業

漁業集落排水事業は、1地区（上新田）の整備が完了しています。

事業名	地区名	処理場名	現有処理能力(日平均)
漁業集落排水	上新田	上新田	550 m ³ /日

資料：三豊市資料



写真 2-1 北草木地区農業集落排水施設

2. 三豊市の現状と課題

2.3 生活排水処理における課題

(1) 生活排水処理施設の整備及び普及促進

生活排水の処理は、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽などの整備によって進められますが、三豊市では、32.9%（20,128人）が未整備の状況にあります。

未整備のままだと、雑排水²が処理されないまま側溝や水路に放流されてしまうため、川や海などが汚れてしまいます。

未整備の地域については、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、集合処理施設（農業集落排水、漁業集落排水）が整備された地域においては、健全な施設運営のためにも、早期接続を促進していく必要があります。

(2) 合併処理浄化槽への転換

平成12（2000）年の浄化槽法の改正により平成13（2001）年4月から単独処理浄化槽の新設は禁止され、既設の単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽に転換するよう努めなければならなくなっています。単独処理浄化槽は、し尿のみを処理し、台所や風呂場等から排水される雑排水は、未処理のまま放流されます。

三豊市では、単独処理浄化槽が現在でも数多く存在します。公共用水域の水質保全を図るうえで、し尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

(3) 事業経営の健全化

生活排水処理施設の整備には、相当な事業期間と事業費が必要となります。さらに、その後の生活排水処理施設の維持管理に係る予算に多大な影響を与えるおそれがあります。

三豊市では、生活排水処理施設の整備、維持管理に一般会計から繰り入れを行っている状況にあります。さらに今後、施設の老朽化により維持管理費の増加が懸念されており、平成22（2010）年度に処理施設の機能診断調査を行い、その結果に基づき最適整備構想を策定して、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減が図れるよう、修繕・更新計画を検討して平成27（2015）年度から工事を実施しています。

今後は、使用料の改定や施設を改築する場合、各処理区域内の生活排水処理方法を再検討することが課題となっています。

² 雑排水とは、台所、お風呂、洗濯などからの排水のことをいいます。

3. 生活排水処理構想の内容

3.1 主な見直し内容について

(1) 目的

三豊市の生活排水処理施設の整備は、上位計画である「香川県全県域生活排水処理構想」に位置づけられ、事業計画に基づき整備を進めています。

現構想は、策定から9年が経過し、社会情勢や経済情勢の変化、生活排水処理施設の整備状況などを反映するため、おおむね10年程度を目途とした見直しが求められています。また、今年度、香川県が「第5次香川県全県域生活排水処理構想」の策定を予定しており、これに併せて三豊市においても見直しが求められています。

そこで、今回策定する構想では、①未整備地区における早期の汚水処理施設の整備、②既整備地区における汚水処理施設の老朽化や改築・更新、③香川県汚水処理事業広域化・共同化計画を反映した「三豊市生活排水処理構想」（以下「新構想」という。）に見直しを行うものです。

(2) 策定方針

生活排水処理施設には、集合処理（公共下水道、農業集落排水等）と個別処理（合併処理浄化槽）の2つがあり、整備に要する費用（建設費＋維持管理費）は、整備手法によって異なります。また、どちらの整備手法が経済的に有利となるかは、図 3-1 に示すとおり人口密度や地理的要因等の地域特性によって異なります。

このため、生活排水処理施設の整備を効率的に行うためには、各生活排水処理施設の特徴や経済性を踏まえ、地域特性に応じた整備手法の選定を行う必要があります。

今回の見直しでは、以下のマニュアルに基づいて、構想の見直しを行いました。

- ・「第5次香川県全県域生活排水処理構想 市町整備計画作成マニュアル」（令和6年10月 香川県）
- ・「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省）

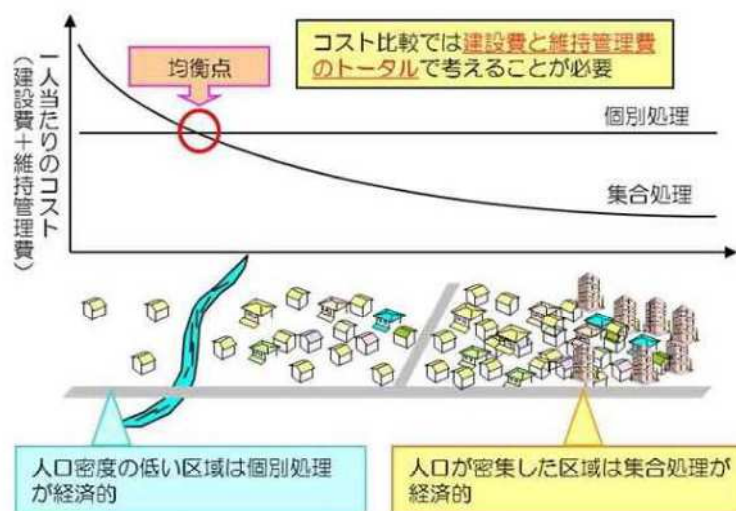
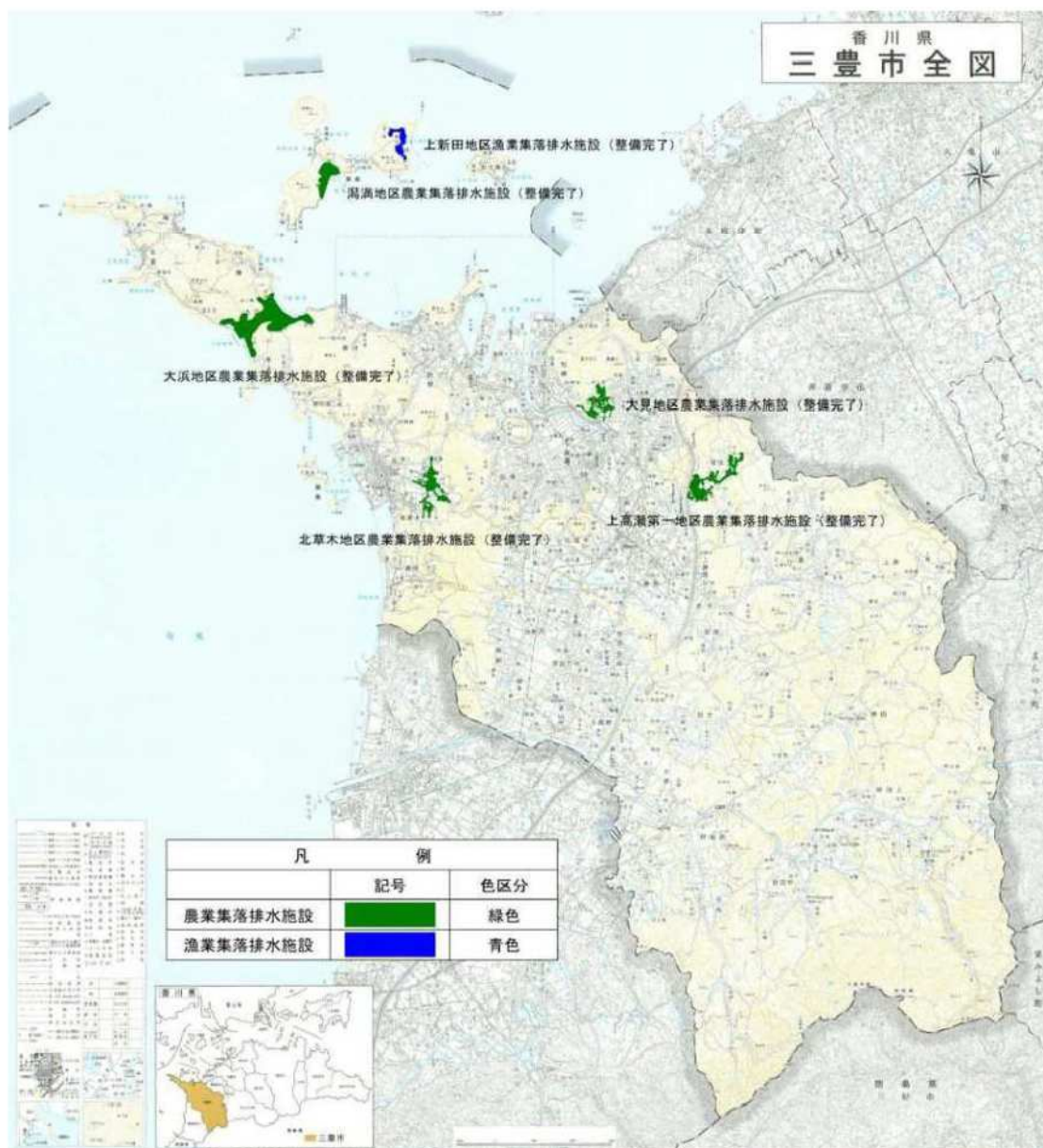


図 3-1 集合処理と個別処理のコスト比較の概念図

3. 生活排水処理構想の内容



資料：三豊市全図に加筆

図 3-2 現構想（平成27(2015)年度）構想図

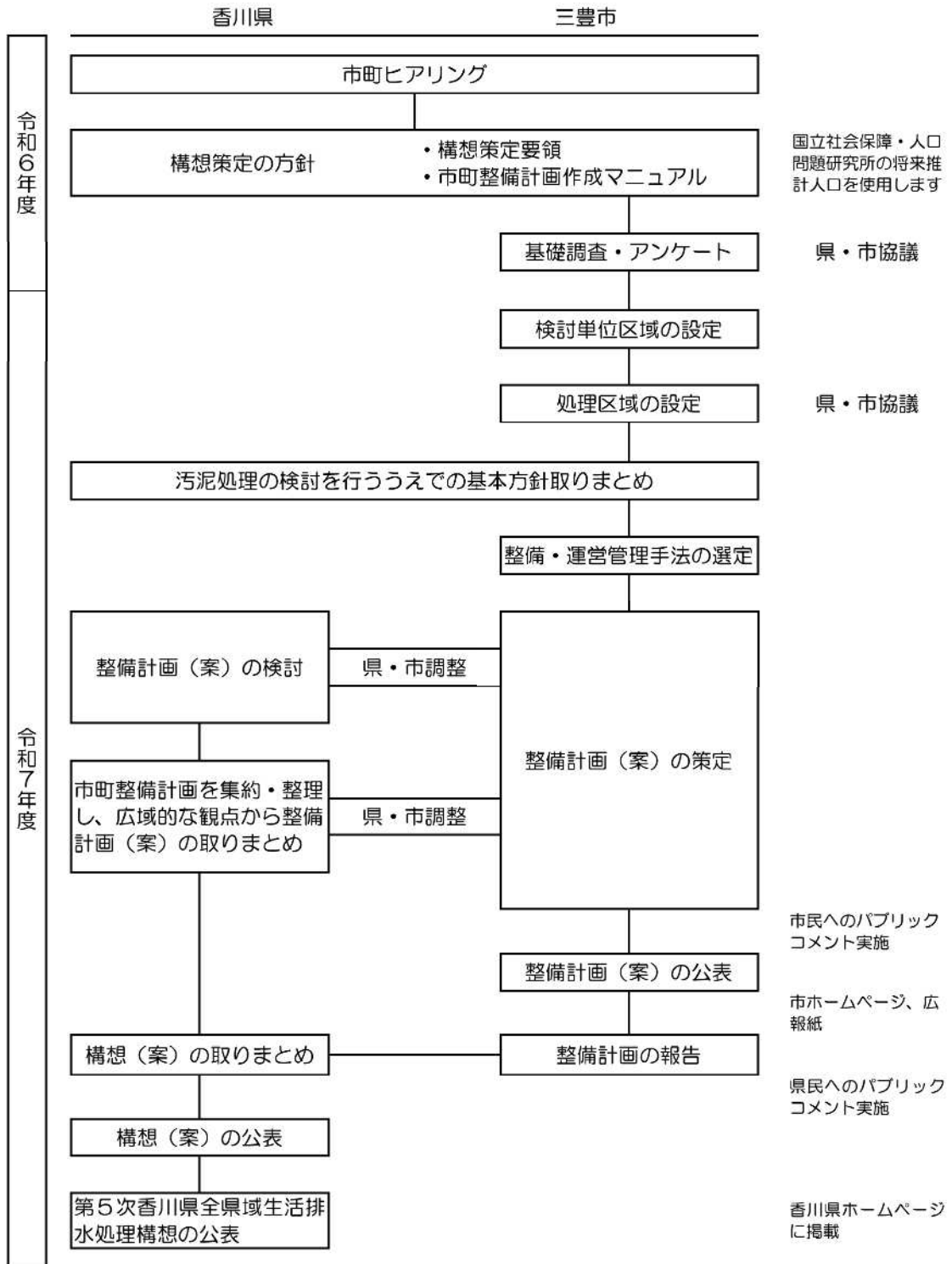


図 3-3 構想策定の流れ

3. 生活排水処理構想の内容

3.2 生活排水処理構想

(1) 構想に用いる将来行政人口の設定

構想の見直しにあたり、三豊市の行政人口を、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計値（令和5（2023）年12月22日公表資料）を100人単位で丸めた値を将来行政人口とし、次表に示すとおり設定します。

表 3-1 将来行政人口

年度	人口（人）	令和5(2023)年を100%とした場合の比率（%）	備考
令和5(2023)年	61,087	100.0	現況(基準)年次
令和12(2030)年	54,500	89.2	中間年次
令和17(2035)年	50,800	83.2	目標年次
令和27(2045)年	43,700	71.5	長期計画年次

※令和5（2023）年は、住民基本台帳人口（令和6（2024）年4月1日）

資料：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計 社人研）

(2) 検討単位区域の設定

検討単位区域とは、集合処理か個別処理かを検討するうえでの一定の家屋の集合体です。検討単位区域は、既に農業集落排水施設等により整備されている区域を把握し、集合処理として位置づけるべき区域（既整備区域等）を設定します。

その後、既整備区域等とその周辺家屋に対して、家屋間限界距離等を活用して、集合処理か個別処理かの判定の基となる検討単位区域を設定します。次図に検討単位区域設定イメージを示します。

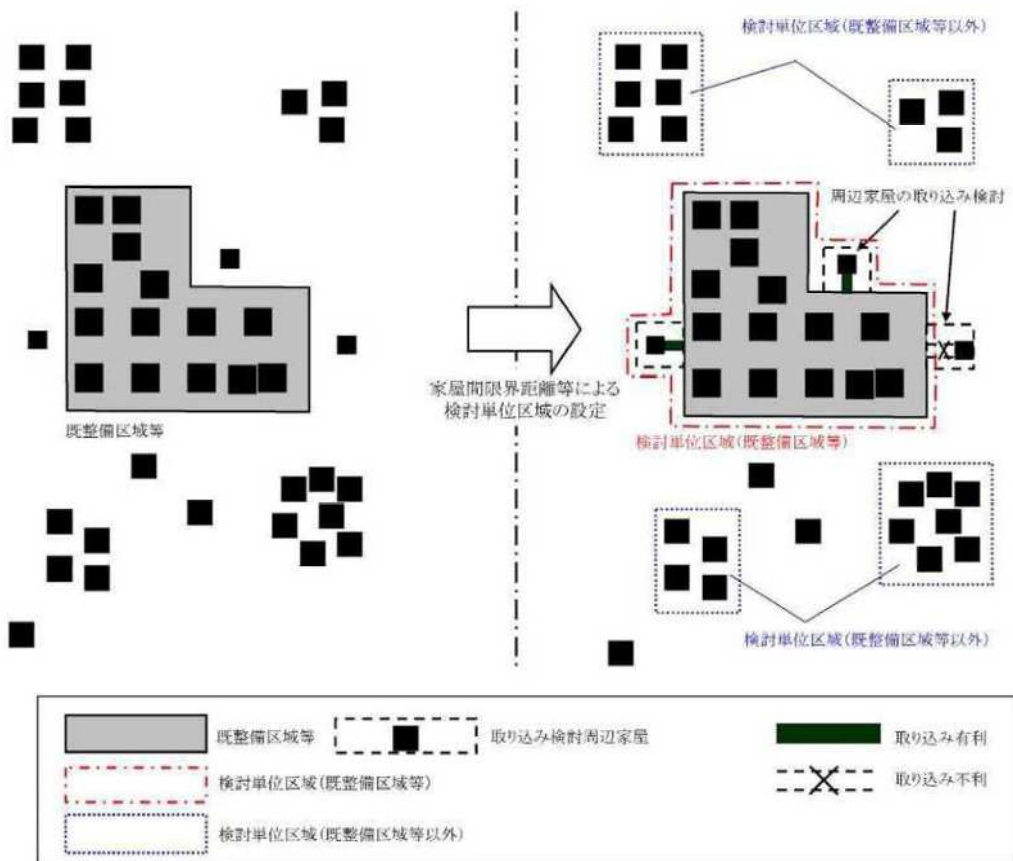


図 3-4 検討単位区域設定イメージ

農業集落排水の5地区（渦満、大浜、大見、北草木、上高瀬第一）と漁業集落排水の1地区（上新田）を検討単位区域（既整備区域等）としました。

3. 生活排水処理構想の内容

(3) 周辺家屋の取り込み等による既整備区域の設定

検討単位区域（既整備区域等）である潟満、大浜、北草木、大見、上高瀬第一、上新田の周辺にある未整備の家屋については、これに接続することが、経済性の観点から有利となる場合があります。

そこで、既整備区域を核とした家屋間限界距離³を算定し、経済性を基にしつつ、整備時期や地域の実情を踏まえ、未整備の周辺家屋の取り込みの検討を行いました。

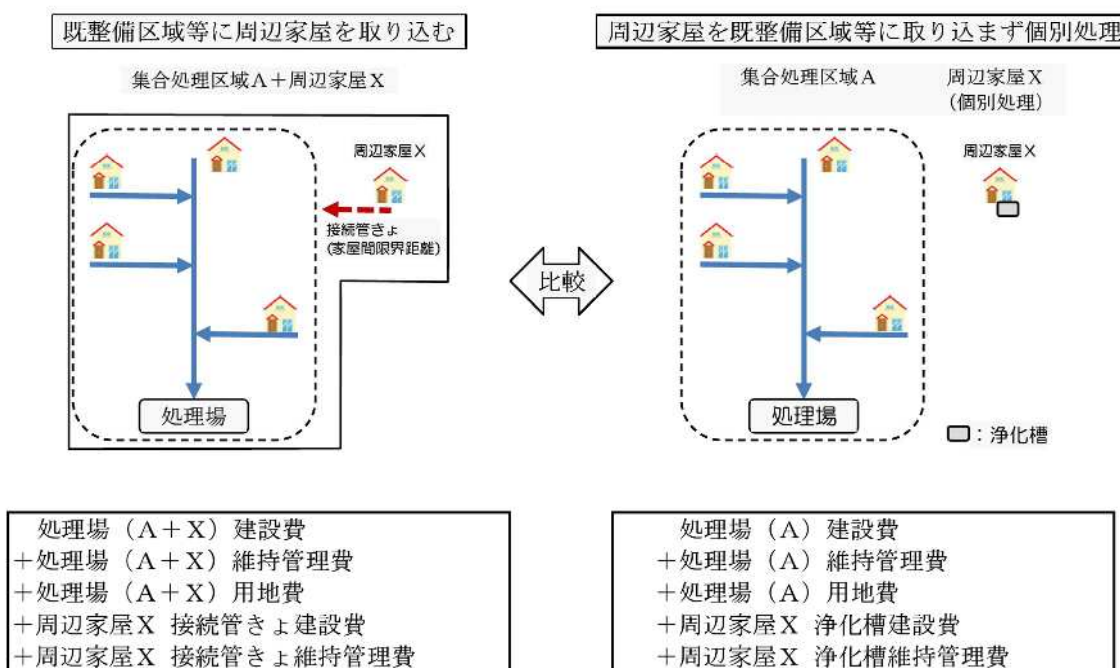


図 3-5 家屋間限界距離設定イメージ

表 3-2 家屋間限界距離

種別	地区名	家屋間限界距離(m)	備考
農業集落排水施設	潟満	75	
	大浜	58	
	大見	64	
	北草木	64	
	上高瀬第一	59	
漁業集落排水施設	上新田	75	

³ 家屋間限界距離とは、個別処理と集合処理の経済的分岐点を、1家屋あたりの管きよ延長で表したものである。

(4) 検討結果

検討の結果、新構想において、既整備区域（潟満、大浜、北草木、大見、上高瀬第一、上新田）の周辺家屋の取り込みについては、合併処理浄化槽の整備状況も考慮し、取り込みを行わないものとししました。

よって、既整備区域以外の地区は、合併処理浄化槽（個人設置型）により生活排水処理施設整備の推進を図っていくものとしします。

表 3-3 構想（平成27（2015）年度）と新構想（令和7（2025）年度）の比較

地区名	現構想 （平成27(2015)年度）		新構想 （令和7(2025)年度）		整備状況
	集合・個別 の判定	整備手法	集合・個別 の判定	整備手法	
潟満	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
大浜	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
大見	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
北草木	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
上高瀬第一	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
上新田	—	漁業集落排水	—	漁業集落排水	整備完了
高瀬・三野	—	合併処理浄化槽 （市設置型）	—	合併処理浄化槽 （市設置型）	整備完了
上記以外	—	合併処理浄化槽 （個人設置型）	—	合併処理浄化槽 （個人設置型）	整備中

3. 生活排水処理構想の内容

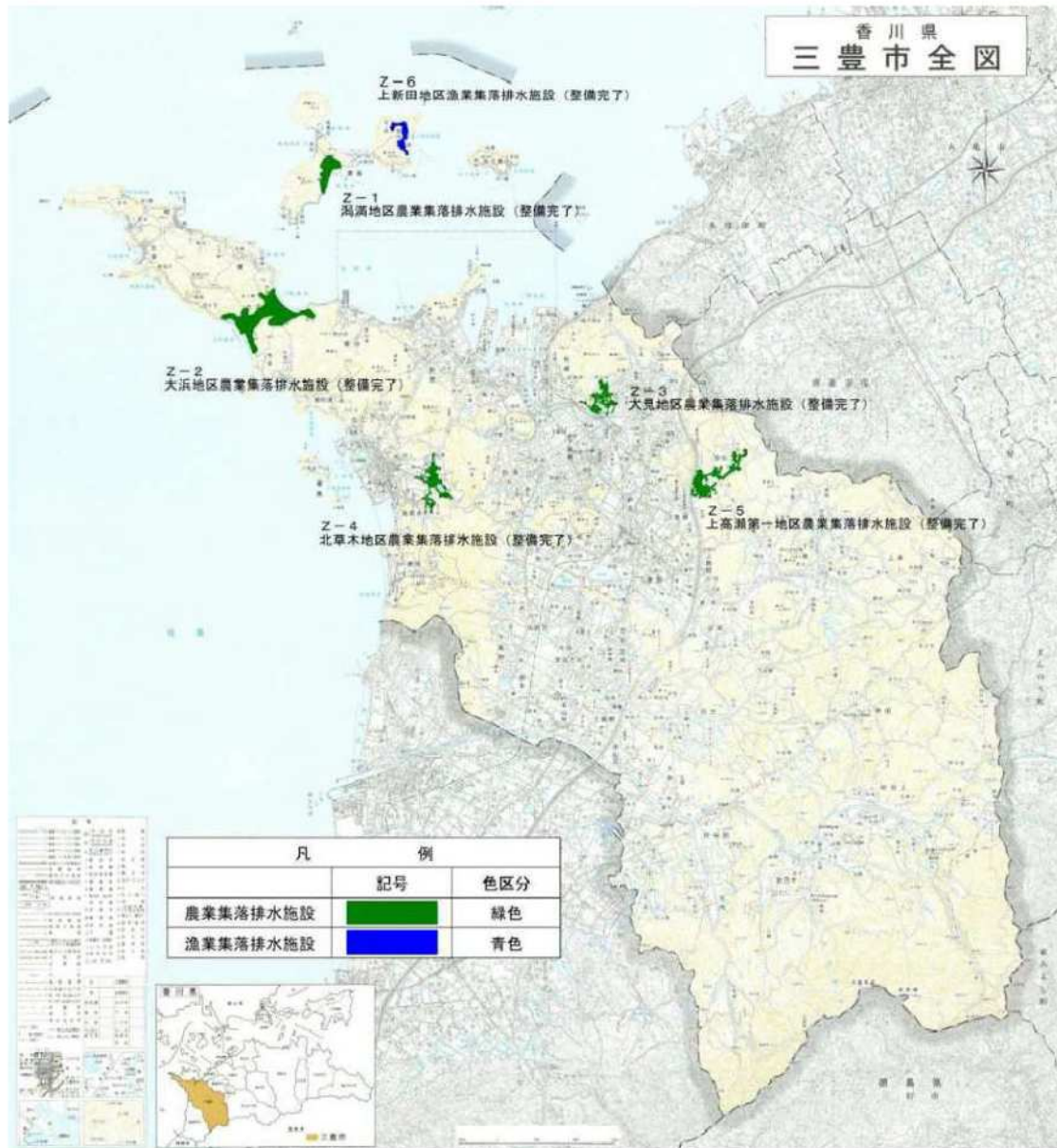


図 3-6 新構想（令和7（2025）年度）構想図

(5) 処理水の再利用

処理水の再利用については、現在、農業集落排水施設のうち、農業用水として再利用の実績のある大浜地区、再利用施設のある大見、上高瀬第一地区については、処理水の一部を農業用水として再利用している以外は、具体的な処理水の再利用に関する計画がないことから、水路や河川、海域等へ放流しています。

今後、これら地区以外の処理施設から発生する処理水についても、資源の活用という観点から水質や水量に応じた適用可能な再利用方法を検討していく必要があります。

(6) 汚泥の有効利用

生活排水処理施設の整備に伴い、汚泥の発生量は増加することが見込まれます。三豊市では、生活排水処理施設から発生する汚泥は、次のとおり有効利用しています。

今後も、有効利用の必要性、費用負担、事業主体、有効利用の形態、製品の品質等を考慮したうえで、減量化と再資源化の両面から取り組む必要があります。

1) 農業集落排水施設・漁業集落排水施設

既整備区域のうち、大浜、大見、北草木、上高瀬第一地区から発生する汚泥は、し尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）への搬入後、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）で堆肥化（緑農地利用）を行っています。また、栗島の潟満、上新田地区から発生する汚泥は、脱水乾燥施設を経て、し渣（一般可燃ごみ）として陸上埋立処分を行っています。

2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽から発生する汚泥は、し尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）への搬入後、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）で堆肥化（緑農地利用）を行っています。

(7) 今後の整備方針

三豊市では、次の補助金制度により生活排水処理施設整備の推進を図っていくものとしています。

「水と緑の美しいまちづくり事業（合併処理浄化槽設置整備事業）」

対象区域：市内全域で、農・漁業集落排水事業実施区域を除いた区域

補助対象：専用住宅（住居を目的とした住宅）もしくは併用住宅（小規模店舗等併用住宅）に

20人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合

既存単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置しようとする場合

既存汲取り式トイレを撤去し、合併処理浄化槽を設置しようとする場合

既存単独処理浄化槽または汲取り式トイレからの転換に伴い配管工事をする場合

地下浸透防止用設備を設置する場合

「合併処理浄化槽維持管理費補助金制度」

補助対象：専用住宅の合併処理浄化槽（20人槽以下）に対して適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査（浄化槽法第11条検査））を行った者（保守点検・清掃・法定検査を同一年度を実施、支払い）

3. 生活排水処理構想の内容

これらのことも考慮し、目標年次（令和17（2035）年度）の汚水処理人口普及率は、77.7%（39,447人）を目指すものです。

表 3-4 汚水処理人口及び普及率の推移

（単位：人）

整備手法		現況(基準)年次 令和5年度 (2023)	中間年次 令和12年度 (2030)	目標年次 令和17年度 (2035)	長期計画年次 令和27年度 (2045)
集合処理施設	農業集落排水	2,317	2,068	1,926	1,657
	漁業集落排水	38	34	32	27
	小計	2,355	2,102	1,958	1,684
個別処理施設	合併処理浄化槽	38,604	37,675	37,489	37,248
整備済 計		40,959	39,777	39,447	38,932
未整備		20,128	14,723	11,353	4,768
合計（総人口）		61,087	54,500	50,800	43,700
汚水処理人口普及率		67.1%	73.0%	77.7%	89.1%

※汚水処理人口普及率（%）＝汚水処理人口（人）／総人口（住民基本台帳人口）（人）×100

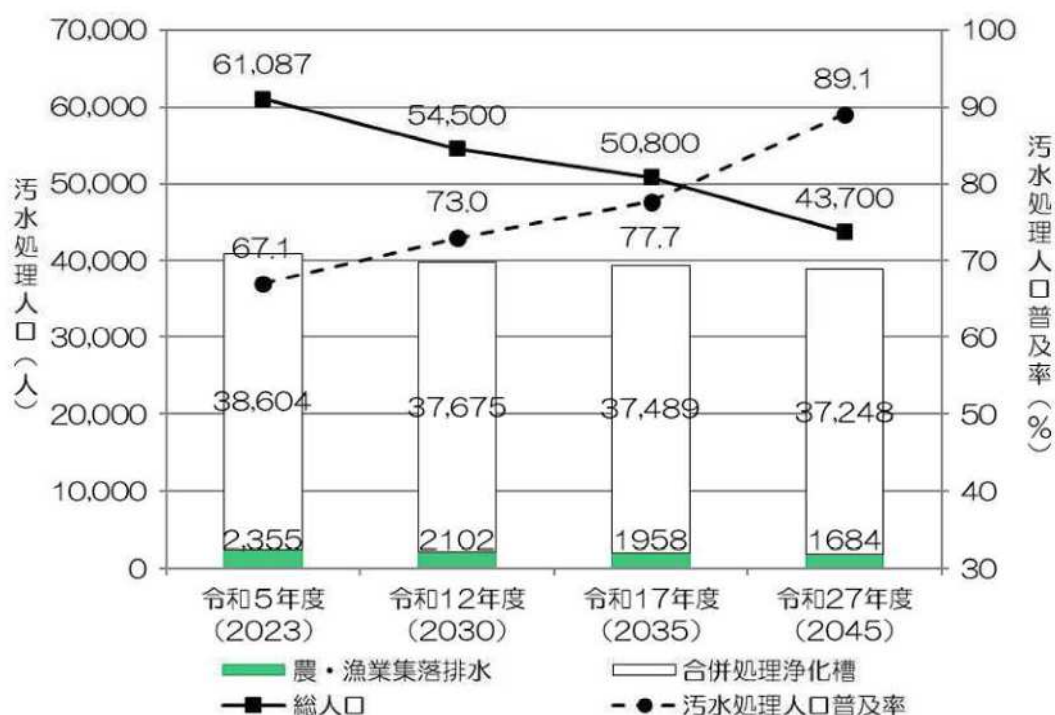


図 3-7 汚水処理人口及び普及率の推移

表 3-5 汚水処理施設整備費の推移

(単位：百万円)

整備手法		～令和5年度 (～2023)	令和6～12年度 (2024～2030)	令和13～17年度 (2031～2035)	令和18～27年度 (2036～2045)
集合処理 施設	農業 集落排水	4,573	303	315	27
	漁業 集落排水	251	23	24	3
	小計	4,824	326	339	30
個別処理 施設	合併処理 浄化槽	6,786	609	435	870
合計		11,610	935	774	900

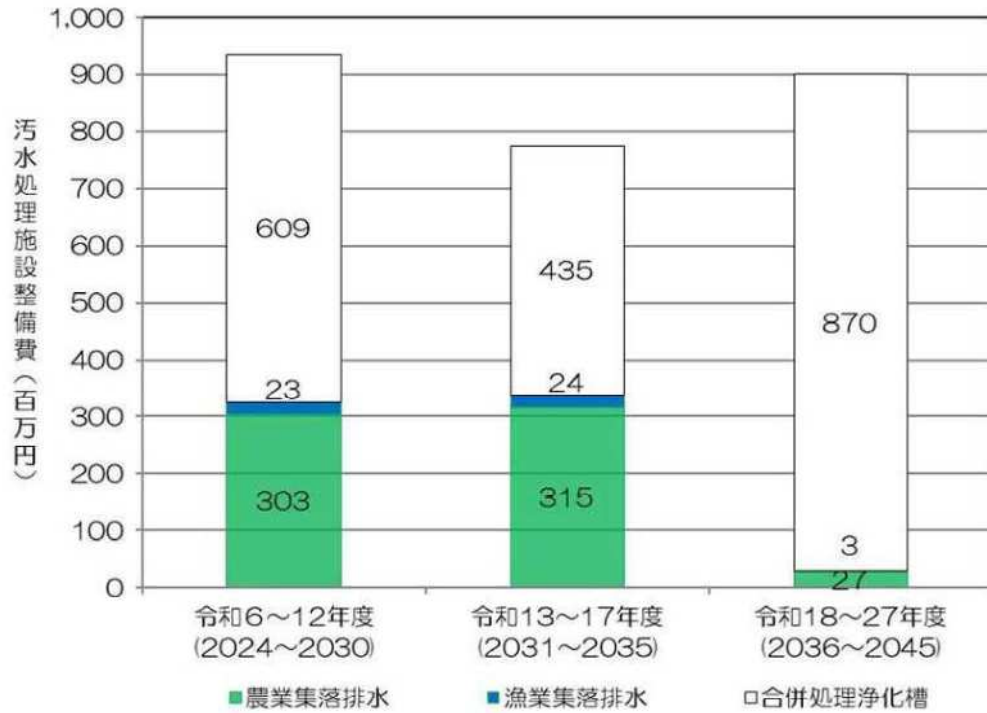


図 3-8 汚水処理施設整備費の推移

3. 生活排水処理構想の内容

3.3 長期計画年次（令和27（2045）年度）に向けて

(1) 農業集落排水事業・漁業集落排水事業

1) 処理場の維持管理

供用開始後22～32年が経過し、修繕費や設備改修費が年々増加傾向にあります。施設の更新整備にあたっては、最適整備構想に基づき、当初整備時に導入した既存機器の仕様や規模等をベースに、その機能を維持し長寿命化を図るという視点で機能強化対策やライフサイクルコストの低減を図り、計画的に更新工事を進めてきました。

今後は、費用を削減できるよう長寿命化が見込まれる工法や手法を引き続き検討していきます。

2) 収益の向上

維持管理費の縮小や使用料の改定（定額制から従量制へ移行）の検討を行い、経費回収率の向上に努めます。

3) 効率化・健全化への取組

施設の運用・維持管理の状況などに着目した計画である維持管理適正化計画の策定を検討します。その計画のなかで、処理人口の減少に伴う最適な施設規模（ダウンサイジング）や処理方式の検討、省エネルギー技術や遠方監視システム等の先進的技術の導入、汚泥処理の効率化、包括的民間委託等の民間活力の活用など、維持管理の効率化・適正化に向けた対策を総合的に検討していきます。

(2) 公共浄化槽等整備推進事業（市設置型浄化槽）

1) 浄化槽の維持管理

浄化槽の保守点検業務や清掃業務等の維持管理業務は、民間事業者に委託しています。今後も民間委託を継続予定です。

当該事業に着手した平成7（1995）年度から30年が経過し、現在、約2,000基を管理していますが、経年劣化により修繕件数が増加しており、今後も増加していくことが懸念されます。故障等の早期発見・修理により、維持管理費の更なる抑制と今後の更新のあり方について検討し、その方向性を示す必要があります。

2) 収益の向上

使用料の改定（定額制から従量制へ移行）の検討を行います。併せて、故障等の早期発見・修理により、維持管理費の更なる抑制と今後の更新のあり方について検討し、その方向性を示していきます。

3) 浄化槽の譲渡

アンケート調査の結果、市設置型浄化槽の譲渡について、希望する使用者が一定数（12.4%）いることから、今後も、三豊市公営設置浄化槽管理条例に基づき、使用者に無償で譲渡していきます。

また、譲渡にあたっては、譲渡を受けた浄化槽について、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条に規定する検査を受け、総合判定が適正となるよう、保守点検及び清掃を適正に実施しなければなりません。なお、浄化槽の適正な維持管理の実施にあたっては、合併処理浄化槽維持管理費補助金事業が利用できることを周知していきます。

（3）浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽）

汚水処理人口普及率の目標達成には、浄化槽設置整備事業による浄化槽の設置を推進する必要があります。

浄化槽の設置については、単独処理浄化槽やくみ取りの転換も含め、水と緑の美しいまちづくり事業を推進します。また、維持管理については、三豊市独自の補助金である合併処理浄化槽維持管理費補助金事業が利用するように周知していきます。

一般廃棄物処理基本計画書
(生活排水処理)

令和7年度

三 豊 市

目 次

1. はじめに	1
2. 生活排水処理基本計画の位置づけ	2
3. 基本方針	3
3.1 生活排水処理に係る理念・目標	3
3.2 生活排水処理施設整備の基本方針	3
4. 目標年次	4
5. 生活排水の排出状況	5
6. 生活排水等の処理主体	6
7. 生活排水処理基本計画	7
7.1 生活排水の処理計画	7
7.2 し尿・汚泥の処理計画	9
8. その他	11
8.1 市民に対する広報・啓発活動	11
8.2 地域に関する諸計画との関係	11

1. はじめに

三豊市は、香川県の西部に位置し、平成18（2006）年1月1日に高瀬町、山本町、三野町、豊中町、詫間町、仁尾町、財田町の三豊郡7町が合併し誕生しました。

面積は、222.71 km²で香川県の11.9%を占め、香川県内では高松市に次いで2番目の行政面積を有しています。

行政人口（人口移動調査）は、合併直後の70,842人（平成18（2006）年10月1日現在）から、現在、58,066人（令和6（2024）年10月1日現在）となっており、18年間で12,766人、年当たりで1,065人の人口減少となっています。

一方、65歳以上の老年人口（人口移動調査）は平成18（2006）年の20,162人（10月1日現在）から令和6（2024）年は21,970人（10月1日現在）と増加し、高齢化率も28.5%から37.8%と上昇しており、高齢化が進んでいる状況です。

三豊市の生活排水処理の状況は、処理人口ベースで、40,390人（令和6（2024）年3月31日現在 農業集落排水施設 1,748人、漁業集落排水施設 38人、合併処理浄化槽 38,604人）、46.1%が処理されており、残り20,697人（33.9%）が未処理の状況です。

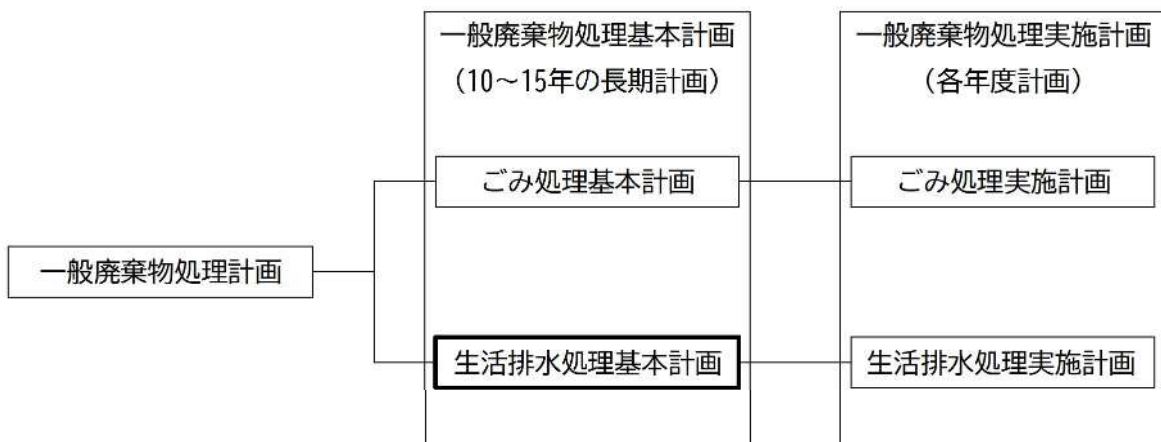
このような現状のもと、今年度、上位計画である「第5次香川県全県域生活排水処理構想」が策定されることを受け、三豊市においても「三豊市生活排水処理構想」の見直しを行いました。この構想は、三豊市全域を対象に、各種生活排水処理施設を効率的に整備するため、整備区域、整備手法等について、関係機関と調整したものです。

本計画は、この構想に沿い、川や海の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、合併処理浄化槽の普及促進及び農業集落排水施設、漁業集落排水施設の利用促進等を目指し策定するものです。

2. 生活排水処理基本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域（市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。）内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされています。

一般廃棄物の処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されています。これらの関係を示すと次のとおりです。



3. 基本方針

3.1 生活排水処理に係る理念・目標

三豊市では、令和2（2020）年3月に改訂した「三豊市の環境を育てる計画（三豊市第2次環境基本計画・三豊市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、望ましい環境像として「みんなで一緒に未来につなぐ美しい自然と快適な暮らしを大切にするまち みとよ」、生活環境面の基本目標として「安心・安全・快適で水と緑に囲まれた魅力あるまち（自然共生社会の構築）」を掲げ、生活排水対策に取り組んでいるところです。

しかし、水質については、公共用水域の一部河川及び海域に係る有機物汚染の指標が、環境基準値を超過しています。その要因のひとつとして、生活雑排水や産業排水、農業排水などの影響が考えられます。

このため、生活雑排水対策においては、合併処理浄化槽の普及を推進し、適切な生活排水処理が行えるように引き続き取り組んでいく必要があります。

そこで、市内の各地域の実情に対応した生活排水の処理方法を採用することを前提として、未来の子供たちに水と緑の美しい快適な居住環境を残すことを目標とします。

3.2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設整備については、行政区域の地域特性（家屋の密集度、法的規制等）及び経済性・財政状況を十分に考慮して定める必要があります。したがって、生活排水処理施設整備の基本方針は、次のとおりとします。

(1) 人口密集地域における整備

既成市街地等人口密集地域では、経済性の面から集合処理による方式が望ましいが「三豊市生活排水処理構想（平成19（2007）年3月）」の見直しのなかで、財政検討を行った結果、集合処理では、事業経営の収支見通しに現実性が欠けることから、合併処理浄化槽にて整備を行うことと結論づけました。

本計画においては「浄化槽設置整備事業」による合併処理浄化槽の設置を推進します。

(2) 集落の形態をなしていない分散して立地している家屋等に対する整備

家屋が散在している集落、集落から分散して立地している家屋等、集合処理施設の設置が不適当な家屋については、各戸で合併処理浄化槽を設置します。

本計画においては、人口密集地域同様「浄化槽設置整備事業」による合併処理浄化槽の設置を推進します。

(3) 単独処理浄化槽を設置している家庭に対する整備

単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活排水の処理推進のため、各戸の状況を勘案しながら、「単独処理浄化槽撤去費補助事業」を活用して、合併処理浄化槽への転換を呼び掛けていきます。

4. 目標年次

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（衛環第200号 平成2年10月8日 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長）によると「計画目標年次は原則として計画策定時より10～15年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること」となっています。

また、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（環廃対発第050411001号 平成17年4月11日 環境事務次官）によると交付金の交付期間は、おおむね5年以内としています。

このことから、三豊市の生活排水処理基本計画の目標年次は、「三豊市生活排水処理構想」との整合も考慮し、おおむね10年後の令和17（2035）年度とします。また、令和12（2030）年度を中間年次、令和27（2045）年度を長期計画年次として設定します。

なお、おおむね5年ごとに、又は、諸条件に大きな変動のあった場合においては、見直しを行うものとします。

5. 生活排水の排出状況

三豊市における生活排水の排出の状況は、次表のとおりであり、令和5（2023）年度末において、総人口61,087人のうち、40,390人（66.1%）について、生活排水の処理がされています。

農業集落排水施設は、5地区（渦満、大浜、大見、北草木、上高瀬第一）、漁業集落排水施設は、1地区（上新田）の整備が完了しています。

合併処理浄化槽は、旧高瀬町、旧三野町にて、公共浄化槽等整備推進事業（旧特定地域生活排水処理事業）の整備が完了しており、それ以外の地域は、浄化槽設置整備事業を実施して計画的な設置整備を図ることとしています。

表 5-1 処理形態別人口の状況

(単位：人)

項目	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
1. 計画処理区域内人口	64,882	63,976	62,802	61,980	61,087
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	40,005	40,477	40,279	40,284	40,390
(1) 浄化槽（合併処理浄化槽）	37,955	38,450	38,424	38,455	38,604
(2) 農業集落排水施設	2,002	1,983	1,820	1,790	1,748
(3) 漁業集落排水施設	48	44	35	39	38
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	18,593	17,634	17,183	16,767	16,019
4. 非水洗化人口	6,284	5,865	5,340	4,929	4,678
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

資料：汚水処理人口普及に係る総括表

6. 生活排水等の処理主体

三豊市における生活排水等の処理主体は、次表のとおりです。し尿処理施設の処理主体は中讃広域行政事務組合であり、それ以外の施設については、三豊市もしくは個人等が処理主体となっています。

表 6-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水等の種類	処理主体
合併処理浄化槽 (公共浄化槽等整備推進事業)	し尿及び生活雑排水	三豊市
合併処理浄化槽 (浄化槽設置整備事業・その他)	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	中讃広域行政事務組合
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	三豊市

7. 生活排水処理基本計画

7.1 生活排水の処理計画

7.1.1 処理の目標

「基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、市内の各地区の実情に応じた処理方式を採用するものとします。

表 7-1 生活排水処理の目標

	現在 (令和5(2023)年度)	中間年次 (令和12(2030)年度)	目標年次 (令和17(2035)年度)	長期計画年次 (令和27(2045)年度)
汚水衛生処理率	66.1%	71.9%	76.5%	87.8%

表 7-2 人口の内訳

(単位：人)

	現在 (令和5(2023)年度)	中間年次 (令和12(2030)年度)	目標年次 (令和17(2035)年度)	長期計画年次 (令和27(2045)年度)
行政人口	61,087	54,500	50,800	43,700
水洗化・生活雑排水処理人口	40,390	39,194	38,838	38,354
水洗化・生活雑排水未処理人口	16,019	11,846	9,258	4,138
非水洗化人口	4,678	3,460	2,704	1,208

表 7-3 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

項目	現在 (令和5 (2023)年度)	中間年次 (令和12 (2030)年度)	目標年次 (令和17 (2035)年度)	長期計画年次 (令和27 (2045)年度)
1. 計画処理区域内人口	61,087	54,500	50,800	43,700
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	40,390	39,194	38,838	38,354
(1)浄化槽（合併処理浄化槽）	38,604	37,675	37,489	37,248
(2)農業集落排水施設	1,748	1,485	1,317	1,079
(3)漁業集落排水施設	38	34	32	27
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	16,019	11,846	9,258	4,138
4. 非水洗化人口	4,678	3,460	2,704	1,208
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0

7.1.2 生活排水を処理する区域及び人口等

三豊市が生活排水処理施設（農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽）を検討していく地域については、「第5次香川県生活排水処理構想 市町整備計画作成マニュアル」に基づき、検討単位区域を定め、経済性、合併処理浄化槽の整備状況、地区の特性、周辺環境、水源地の保全、地区の要望等から、処理方式を定めました。

なお、生活排水処理施設の整備については、「第5次香川県全県域生活排水処理構想」及び「三豊市生活排水処理構想」に沿って進めます。

7.1.3 施設及びその整備計画の概要

三豊市の生活排水処理施設の概要は、次のとおりです。

表 7-4 施設及び整備計画の概要

名 称	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込
公共浄化槽等 整備推進事業	高瀬・三野地区		平成7(1995)年度～ 平成19(2007)年度	2,801百万円
浄化槽 設置整備事業			整備中	5,899百万円
農業集落排水施設	渦満地区	370人 (定住人口282人)	平成2(1990)年度～ 平成4(1992)年度	469百万円
	大浜地区	1,520人 (定住人口1,420人)	平成8(1996)年度～ 平成13(2001)年度	1,801百万円
	大見地区	700人 (定住人口662人)	平成11(1999)年度～ 平成15(2003)年度	844百万円
	北草木地区	640人 (定住人口604人)	平成10(1998)年度～ 平成14(2002)年度	908百万円
	上高瀬第一地区	660人 (定住人口649人)	平成6(1994)年度～ 平成11(1999)年度	1,196百万円
漁業集落排水施設	上新田地区	202人 (定住人口202人)	平成3(1991)年度～ 平成5(1993)年度	301百万円
し尿処理施設		185 <small>キログラム</small> ／日 中讃広域行政事務組合	平成2(1990)度～ 平成4(1992)年度	5,263百万円

※農・漁業集落排水は管きよ、処理施設及び機能強化対策を含む。浄化槽設置整備事業の事業費見込は令和27(2045)年度までの見込み。

7.2 し尿・汚泥の処理計画

7.2.1 現 況

三豊市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者によって実施されています。また、三豊市のし尿及び浄化槽汚泥は、瀬戸グリーンセンター（中讃広域行政事務組合）のし尿処理施設で処理されています。

瀬戸グリーンセンターの現在の施設は、平成5年3月に竣工し、標準脱窒素処理+高度処理（凝集沈殿+オゾン+砂ろ過+活性炭）による処理で、処理能力は185kℓ/日（し尿 143kℓ/日、浄化槽汚泥 42kℓ/日）です。

し尿・汚泥の最終処分については、瀬戸グリーンセンター内にあるかがわコンポスト事業所（汚泥再資源化施設）で、し尿処理施設等から発生する汚泥を堆肥化して販売しています。

7.2.2 し尿・汚泥の排出状況

「表 7-3 生活排水の処理形態別内訳」に基づいたし尿・汚泥の排出状況は、次表のとおりです。

表 7-5 し尿・汚泥の排出状況

	現在 (令和5 (2023)年度)	中間年次 (令和12 (2030)年度)	目標年次 (令和17 (2035)年度)	長期計画年次 (令和27 (2045)年度)
くみ取りし尿	10.68kℓ/日	4.84kℓ/日	3.79kℓ/日	1.69kℓ/日
みなし浄化槽 (単独処理浄化槽)	57.24kℓ/日	8.88kℓ/日	6.94kℓ/日	3.10kℓ/日
浄化槽 (合併処理浄化槽)		45.21kℓ/日	44.99kℓ/日	44.69kℓ/日
合 計	67.92kℓ/日	58.93kℓ/日	55.72kℓ/日	49.48kℓ/日

※中間年次、目標年次及び長期計画年次における原単位は、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領2006年改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）に基づき、くみ取りし尿1.4ℓ/人・日、単独処理浄化槽0.75ℓ/人・日、合併処理浄化槽1.2ℓ/人・日とした。

7.2.3 し尿・汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集・運搬許可業者数は、現状の収集運搬の状況等を勘案し、廃棄物の種類や量の大幅な増減など、適正な体制確保のため特に必要な場合を除き、既存の範囲内とします。

(2) 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、今後も瀬戸グリーンセンターで中間処理を行うものとしています。

(3) 最終処分計画

し尿処理施設で発生する汚泥は、有機質に富んだ良質な汚泥であり、かがわコンポスト事業所（汚泥再資源化施設）で堆肥化し販売しており、今後も継続していくものとしています。

8. その他

8.1 市民に対する広報・啓発活動

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、衛生的な処理が行われています。しかし、生活雑排水の処理については、今後の各種事業の進捗状況で大きく変化します。

生活雑排水は、台所、風呂、洗濯等各家庭内に発生源を持つため、行政側が一方向的に規制することが困難です。このため、生活雑排水対策の実質的な主体は、市民であり、市民の理解と協力が大きく影響されます。したがって、市民が生活環境・水環境及び公共用水域の状況に目を向け、生活雑排水がどのように汚濁に影響しているかを認識する必要があります。

これらのことから、市民に対し、生活排水対策の必要性について、広報・啓発活動を実施します。また、浄化槽については、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の徹底と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に努めるものとします。

8.2 地域に関する諸計画との関係

香川県においては、生活排水の適正処理を目標として「第5次香川県全県域生活排水処理構想」が策定されており、このなかでは市町ごとに生活排水処理にかかる整備方針が取りまとめられています。

三豊市では本計画の立案に先だって、上記「第5次香川県全県域生活排水処理構想」の策定に合わせて、関係機関と計画内容の調整を行っています。

以上のように、本計画を推進するためには、これら関連計画との調整を図りながら、計画区域内の適正な事業の運営に努めます。

生活排水処理基本計画図

